

北海道働き方改革推進企業認定制度



この制度は、働き方改革に取り組む企業を、 北海道働き方改革推進企業として認定し、 その取組を広く紹介することにより、 認定企業の働き方改革の取組を促進し、 もって道内企業の持続的発展や 労働者の福祉の増進に資することを目的としています。

令和3年4月1日から新たな優遇措置が加わりました!!

認定企業への優遇措置

「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマークの使用 「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマーク



ホワイト認定



ブロンズ認定



シルバー認定



ゴールド認定

- 道のホームページで認定企業の働き方改革の取組を紹介
- ハローワーク求人票への表示
- 北海道の中小企業制度融資の利用
- 北海道労働金庫「北海道働き方改革推進企業 勤労者応援ローン」の利用
- 北海道建設丁事等競争入札参加資格審査の加点

NEW! 令和3年4月1日~

- ゴールド認定表彰等
- 北海道経済部(本庁)の公募型プロポーザルにおける企画提案審査の加点

北海道働き方改革推進企業認定制度の概要

北海<mark>道では、「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」の3つを基本に、これらの取組を積極的に行っている企業を評価し、認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。</mark>

多様な 人材の 活躍

- ・女性の職業生活における活躍推進の取組
- ・高年齢者や障がい者の就業促進の取組
- ・若者の職場定着率向上の取組等

就業 環境の 改善

- ・労働時間短縮や有給休暇取得促進の取組
- ・非正規雇用から正規雇用への転換の取組
- ・勤務地限定等の多様な正社員制度の導入
- ・テレワーク等の多様な働き方の導入
- ・仕事と育児、介護等の両立支援の取組等

生産性の 向上

- ・付加価値向上、新たなマーケット開拓の取組
- ・労働生産性向上のための技術導入
- ・効率性向上のための人材育成の取組等

■評価基準と基準を満たす場合の獲得ポイント

評価基準	ホ [°] イント
1女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の北海道労働局への届出及び女性の活躍応援自主宣言の実施	3
2.管理職に占める女性の割合が15%以上/10%以上/(※中小企業者限定5%以上)	3/2/(1)
3高年齢者(65歳以上)の1人以上の新規雇用	1
4高年齢者(70歳以上)の1人以上の新規雇用	2
5「障がい者就労支援企業認証制度」の認証ポイントが8P以上/4P以上/(※中小企業限定1P以上)	3/2/(1)
6.新卒3年以内離職率 大学卒20%以下/短期大学等卒25%以下/高校卒25%以下	3/2/1
7上記1~6の「多様な人材(女性·高年齢者·障がい者·若者)の活躍」に資する取組	1
8上記1~6以外の「多様な人材(外国人材・UIJターン・LGBT等)の活躍」に資する取組	1
1ハラスメントの防止に向けた取組	1
2年間総労働時間が1,922時間以下	1
3年次有給休暇取得率が67%以上/55%以上/(※中小企業者限定50%以上)	3/2/(1)
4非正規雇用から正規雇用への転換制度による1人以上の転換	1
5多様な正社員制度(職種・勤務地・勤務時間限定など)の1人以上の適用	1
6多様な働き方(テレワークやフレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ等)の1人以上の利用	1
7次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の北海道労働局への届出	2
8 育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定	2
9子が1歳までの間の育児休業取得率(男性)10%以上/7%以上/(※中小企業者限定5%以上)	3/2/(1)
10子が1歳までの間の育児休業取得率(女性)90%以上	1
11上記2~10の「就業環境の改善」に資する取組	1
12上記2~10以外の「就業環境の改善」に資する取組	1
1新商品、新サービス開発による付加価値向上の取組や新たなマーケット開拓の取組	1
2 労働生産性の向上につながる技術導入や効率性の向上に向けた人材育成の取組	1
3 生産性が3年前に比べて6%以上/3%以上/1%以上伸びていること	3/2/1

(注)上記の評価基準については、令和3年4月1日から一部を改正しておりますので、ご留意下さい!!

■ 4つの認定グレード

各企業の働き方改革の取組の熟度(獲得ポイント)に応じて、4つのグレードで認定。有効期間は2年間。

ホトワイト認定 5 ポイント以上

ブロンズ認定 10ポイント以上

シルバー認定 20ポイント以上

ゴールド認定 (最終) 30ポイント以上